

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標6-1 環境リスクの評価				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室		作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)			
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。				目標設定の考え方・根拠	・化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会報告書 ・中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 ・化学物質の内分泌系かく乱作用に関する検討会 ・子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画		政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	-	80	R5年度	80	80	80	80	-	-	-	化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。
2 環境リスク初期評価実施物質数	-	-	14	R5年度	14	14	14	14	-	-	-	環境初期リスク評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	132	H27年度	240	R5年度	200	220	230	240	-	-	-	化学物質の内分泌系かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌系かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」(EXTEND2016)で想定したレベルを実施することとしていたが、評価を高精度化する必要があるため、選定する物質数は減少させた。
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	-	-	3000	R5年度	3000	3000	3000	3000	-	-	-	化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。
					4800	6494	4984					

5	子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	-	-	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	-	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者追跡率(95%) 事業成果の情報発信及び残留性有機汚染物質等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者追跡率(94%) 事業成果の情報発信及びビスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及び農薬・忌避剤等の化学分析の実施	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 -	-	-	-	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、「参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにする」ためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。
6	スギ雄花花芽調査対象都道府県数	17	令和4年度	23	R15年度	17	17	17	18	-	-	-	民間気象会社の花粉飛散量予測に資する情報として、スギ雄花の花芽調査を林野庁と当省各17都道府県で計34都道府県で毎年行ってきたが、令和5年5月に花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」において「花芽調査の強化」を挙げられた。高齢化、人材不足など多々ある課題に向き合い、継続的に調査できる体制を整え、対象都道府県数の増加を目指す。
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1)	環境リスクの評価事業 (昭和49年度)	797 (690)	799 (686)	774 (681)	721	1, 2, 3, 4, 6	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0169
(2)	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成22年度)	6,135 (6,049)	6,178 (6,139)	6,179 (6,140)	5,569	5	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0180
施策の予算額・執行額		6,817 (6,634)	6,860 (6,720)	6,241	6,290	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境保健部 環境安全課 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長) 清丸勝正(化学物質審査室長)				
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度		政策評価実施予定時期	令和6年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		
1 当該年度で優先評価化学物質に指定されている物質のうち、既に有害性情報の詳細資料が作成されている物質数	32	R2年度	50	R11年度	32	34	36	38	-	-		化審法における優先評価化学物質について、有害性情報の詳細資料を作成していくことでリスク不明(未評価)の化学物質を減らし、リスクの程度に応じたリスク管理を行うことで適正な化学物質管理を推進する。そこで、「既に有害性情報の詳細資料が作成されている物質数」を年度ごとの測定指標に選定し、令和2年度から10年間で20物質を目標値として設定した。
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合においてTG案の提出、採択	-	標準化のためのデータ提供	SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	-	-		化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。 これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に見直しを行ったTG案について検証試験を実施するとともに、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことを目標として設定した。 卵内投与試験法については、R4年度にSPSF案を提出したことを踏まえ、R5年度はSOP案を作成することを目標として設定した。
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	-	-	110,000	R12年度	-	-	-	-	-	-		化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量・移動量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29~令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、値を設定した。

4	化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(10以上)	-	20以上	20以上	16以上	10以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。
	達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費 (平成16年度)	595 (486)	608 (544)	550 (543)	549	1, 2	<p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。 さらに、既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。</p> <p><達成手段の目標> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。また、有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスを付与する。 また、本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化のためのデータを提供する。</p>						0170
(2)	PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	249 (190)	254 (223)	234 (213)	227	3, 4	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0167
施策の予算額・執行額		939 (772)	958	879		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R5-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境保健企画管理 課水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全 課長) 清丸勝正(化学物質 審査室長)					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進							
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				目標設定の 考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約		政策評価実施予定時期 令和6年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	-	-	11物質	R5年度	13	11	11	11	-	-	-	-	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	16	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、令和2年度から当面の間目標値を設定しないこととしているが、令和8年度の目標値は、現在取り組んでいる活動のうち、今後のプロジェクト形成が期待されるものを令和4年度実績値に上乗せして設定した。	
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	177物質	H28年度	160物質	-	-	180	160	160	-	-	-	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数を測定指標として設定した。 ・R4年度からは民間情報受付の試行を開始したため、情報の精査が必要と考えられることから、目標は抑制的に設定した。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度									
(1) 国際協調による化学物質対策事業(仮称)(平成10年度)	778 (709)	713 (664)	688 (639)	762	1, 2, 3	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)						0171	
施策の予算額・執行額	778 (709)	713 (664)	688 (639)	762	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-						

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R5-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策				担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 圭子(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長)				
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				目標設定の考え方・根拠	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1 A事案区域等における環境調査等件数	-	-	-	-	要望に基づき適切に実施 7	要望に基づき適切に実施 9	要望に基づき適切に実施 3	要望に基づき適切に実施 -				旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	-	-	事業対象者に適切に交付 144	事業対象者に適切に交付 144	事業対象者に適切に交付 142	事業対象者に適切に交付 -				健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸(DPAA)に暴露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー 事業番号	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度								
(1) 毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)	501 (367)	499 (345)	499 (338)	500	1, 2	令和5年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2023/index.html)				168		
施策の予算額・執行額	501 (367)	499 (345)	499 (338)	500	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					